

新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料の減免判定簡易チャート

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った。

はい

いいえ

※重篤な傷病とは、1ヵ月以上の治療を有すると認められる場合を指します。

新型コロナウイルス感染症の影響により、2021年の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかについて、2020年中の該当する収入にくらべ、3割以上の減少が見込まれる。(保険金や損害賠償等で補てんされる金額は収入見込み額に加えます。)

はい

いいえ

→ 減免対象外です

2021年の減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の2020年の所得の合計が400万円以下である。

はい

いいえ

→ 減免対象外です

2021年の減少が見込まれる事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入に係る2020年の所得の合計額が0円ではない。

はい

いいえ

→ 減免対象外です

減免の対象になる可能性があります。

申請書等と各種証明書類をご提出ください。

- ・ 減免申請書
- ・ 収入申告書
- ・ 収入申告書の内容が確認できる書類
- ・ 本人確認書類（運転免許証、保険証等）